

稲城市工事成績評定要綱

平成19年3月30日

市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、稲城市工事施行規程（昭和51年稲城市訓令第2号。以下「工事施行規程」という。）第26条の2及び稲城市検査事務規程（昭和51年稲城市訓令第1号。以下「検査事務規程」という。）第31条の2の規定に基づき、稲城市が施行する請負工事に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が厳正かつ適切に評定を実施することにより、工事請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定は、1件の請負金額が500万円を超える請負工事について行う。

(評定者)

第3条 評定者は、次に掲げる者とする。

- (1) 工事施行規程第2条第4号に規定する監督員及び当該監督員が所属する係の係長（以下「監督員等」という。）とする。ただし、係長が監督員となる場合又は欠けた場合は、この限りでない。
- (2) 検査事務規程第2条第1号に規定する検査員（以下「検査員」という。）

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、原則として完了検査合格の日から14日以内とする。

(評定の実施)

第5条 評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（様式第1号。以下「評定表」という。）の各評定項目について次条から第8条までに定めるところにより評定を行う。

(監督員等の評定の内容、方法等)

第6条 監督員等は、評定表の評定項目中「施工体制」、「施工熱意」、「現場管理」、「工程管理」、「施工状況」及び「出来形・出来ばえ」の項目について評定を行う。

2 前項の評定は、工事成績評定考査項目別運用表（様式第2号。以下「考査項目別運用表」という。）により行う。

3 監督員等は、評定の結果を評定表及び考査項目別運用表により、当該工事を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）に報告し確認を受ける。

4 前項の工事主管課長の確認をもって、監督員等が行う評定（以下「監督員評定」という。）とする。

（監督員等の評定結果の送付）

第7条 工事主管課長は、前条第3項の確認をしたときは、監督員評定を評定表及び考査項目別運用表により検査員に送付する。

（検査員が行う評定の内容、方法等）

第8条 検査員は、評定表の考査項目中「施工状況」のうち「施工管理」の細別及び「出来形・出来ばえ」の項目について評定を行う。

2 前項の評定は、前条の規定により工事主管課長から送付された評定表及び考査項目別運用表を用いて行う。

3 検査員は、評定に当たり監督員評定について監督員等から説明を受けることができるものとする。

4 検査員は、第2項により行った評定の結果を評定表及び考査項目別運用表により検査担当課長に報告し確認を受けるものとする。

5 検査員は、前項の検査担当課長の確認を受けたときは、評定の結果を評定表及び考査項目別運用表により工事主管課長に送付する。

（評定結果の取りまとめ）

第9条 工事主管課長は、検査員の評定点及び監督員等の評定点を取りまとめ、評定表及び工事成績評定報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）に評定結果を記録する。

（評定結果の報告等）

第10条 工事主管課長は、評定の結果について当該工事を主管する部の部長（工事施行規程第2条第2号に規定する部長。以下「工事主管部長」という。）へ評定表により報告し確認を受ける。

2 工事主管課長は、前項の工事主管部長の確認を受けたときは、速やかに報告書を総務契約課長に送付する。

（評定結果の通知）

第11条 工事主管部長は、工事成績評定通知書（様式第4号）又は工事成績評定

修正通知書（様式第4号の2）により速やかに当該工事の請負者へ評定の結果を通知する。

（説明要求等）

第12条 前条の通知を受理した者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して、10日以内（期間の末日が稲城市の休日を定める条例（平成元年稲城市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、期間は市の休日の翌日に満了する。）に、工事主管部長に対し、工事成績評定に関する説明要求書（様式第5号）により評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事主管部長は、前項による説明を求められた場合は、工事成績評定に関する説明書（様式第6号）により回答するものとする。

（苦情申立て）

第13条 前条第2項の回答を受理した者で、当該回答に不服があるときは、当該回答を受けた日の翌日から起算して、10日以内（期間の末日が市の休日に当たるときは、期間は市の休日の翌日に満了する。）に、工事成績評定に関する苦情申立書（様式第7号）により市長に対して苦情申立てをすることができる。

（稲城市工事及び業務委託成績評定苦情審査委員会への付議）

第14条 市長は、前条に規定する苦情申立てがあったときは、当該苦情申立てに厳正かつ公正に対応するため、稲城市工事及び業務委託成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）へ付議し、その意見を聴かなければならない。

（苦情申立者への回答）

第15条 市長は、苦情の申立ての回答をするに当たっては、前条の委員会の意見を十分検討し、工事成績評定に関する苦情申立てについて（回答）（様式第8号）により速やかに回答しなければならない。

（評定の修正）

第16条 監督員等又は検査員は、苦情申立てに係る審査結果及びその他の理由により評定を修正する必要があると認めたときは、当該工事成績評定を修正することができるものとする。

2 前項により工事成績評定を修正する場合は、第6条から第11条までの規定を準用するものとする。

(評定結果の公表)

第17条 評定結果の報告書は、当該工事の請負者の求めにより公開するものとする。

2 評定の結果について、稲城市ホームページ等で公表する事項は、稲城市契約事務規則（平成20年稲城市規則第16号）第2条第2号に規定する契約担当者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 （平成22年1月25日市長決裁）

この要綱は、平成22年1月25日から施行する。

付 則 （平成26年4月1日総務契約課長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。